

○日出町低入札価格調査実施要領

令和2年2月7日告示第8号

日出町低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日出町が一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により工事請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)及び日出町契約事務規則(平成26年日出町規則第15号。以下「規則」という。)第29条の2の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)以外の者を落札者とすることができる低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査制度の対象)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、競争入札に付する工事のうち、設計金額が1億円以上の工事又は総合評価落札方式を適用する工事(以下「対象工事」という。)とする。

(低入札価格調査審査機関)

第3条 低入札価格調査の審査は、日出町技術審査会(以下「審査会」という。)において行うものとする。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第4条 契約担当者(規則第2条第1号の契約担当者をいう。以下同じ。)は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次項に定める額を低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。)とし、予定価格調書(規則様式第4号)の基準価格欄にその金額を記載するものとする。

2 基準価格の額は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)で除して得た割合を予定価格に乘じて得た額とする。ただし、当該割合が10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費(共通仮設費積上分を含む。)の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費(共通仮設費率計上分に限る。)の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて得た額を基準価格とすることができる。

(失格基準)

第5条 設計金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額(以下「失格基準」という。)を下回る入札は、失格とする。ただし、設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事については、失格基準を定めないことができる。

経費区分	割合	備考
直接工事費	100分の87	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	100分の74	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費等の合計金額

（入札参加者への周知）

第6条 契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事が低入札価格調査対象工事であることを入札公告（入札説明書を含む。）又は指名競争入札執行通知書に記載するとともに、次に掲げる事項について入札参加者に周知するものとする。

- （1） 基準価格を定めていること。
- （2） 失格基準を定めていること。
- （3） 基準価格を下回る入札（失格基準を下回る入札を除く。以下同じ。）が行われた場合は、落札者の決定を留保して、低入札価格調査を実施し、最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）以外のものを落札者とする場合があること。
- （4） 基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- （5） 低入札価格調査の結果、不適合と判断された場合は、当該入札は失格とすること。
- （6） 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札は失格とすること。

（開札）

第7条 基準価格を下回る入札が行われた場合（総合評価落札方式による入札において基準価格を下回る入札を行った者が最高の評価値を得ていない場合を除く。）には、契約担当者は、落札者の落札を留保して開札を終了し、入札参加者に入札結果を通知のうえ、低入札価格調査を実施するものとする。

2 入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札を失格とする。

（調査の実施）

第8条 契約担当者は、前条第1項の規定により落札者の決定を留保したときは、最低の入札価格について、対象工事の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、次に掲げる事項について最低価格入札者からの資料の徴取及び事情聴取並びに関係機関への照会により行うものとする。

- （1） その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- （2） その価格により施行ができる特別の事由
 - ア 対象工事の場所の付近における手持工事の状況
 - イ 対象工事に関連する手持工事の状況
 - ウ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連の状況を含む。）
 - エ 手持資材の状況
 - オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - カ 手持機械の状況

- (3) 労務者の具体的供給見通し
- (4) 過去5年間に施行した公共工事名及び発注者
- (5) 入札者の経営状態
 - ア 経営内容
 - イ 経営状況
 - ウ 信用状況
- (6) その他必要な事項

3 契約担当者は、第1項の調査終了後、当該調査の結果及び対象工事の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての意見を付した書面を作成し、審査会に提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、最低価格入札者が過去1年間に第12条第4号の通知を受けている場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

(契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の手続)

第9条 審査会は、最低価格入札者の入札価格により契約内容に適合した履行がされると認めるときは、その旨を契約担当者に通知するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により通知があった場合は、最低価格入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者にその旨を通知するものとする。

(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の手続)

第10条 審査会は、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その旨を契約担当者に通知するものとする。

2 契約担当者は、前項の通知があったとき又は第8条第4項により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が基準価格を下回る価格で入札をした場合にあつては、第8条の調査を実施した上で落札者とするかどうか決定するものとする。

3 契約担当者は、最低限価格入札者を落札者としなかったときは、最低価格入札者に落札者としなかった旨及びその理由を通知するものとする。

4 契約担当者は、次順位者等を落札者としたときは、次順位者等に落札者とする旨を通知し、他の入札者にその旨を通知するものとする。

(対象工事の入札結果及び調査結果の公表)

第11条 対象工事の入札結果の公表に当たっては、公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領(平成20年日出町告示第36号)に定めるもののほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 低入札価格調査を行う場合の低入札価格調査実施前にあつては、低入札価格調査を実施している旨

(2) 基準価格を下回る入札価格(失格基準を下回る入札価格を除く。)にあつては、基

準価格未満である旨

(3) 失格基準を下回る入札価格にあっては失格である旨

2 低入札価格調査を行った場合の調査結果の概要については、落札者決定後に公表するものとする。

(調査対象工事の監督等)

第12条 契約担当者は、低入札価格調査の対象となった者を落札者に決定した場合においては、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施行体制台帳の提出を求め、必要に応じてその内容について事情聴取を行うこと。

(2) 施行に当たっては、監督業務及び検査業務を行うこと。

(3) 下請報告書の提出があった場合は、必要に応じて下請契約関係について事情聴取を行うこと。

(4) 契約締結の日から工事目的引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じて第8条第2項に掲げる事項について、徴取した資料及び事情聴取における説明(下請契約及び資材購入契約の履行状況を含む。)に即して施行しているかについて調査を行うこと。この場合において、この調査の結果、正当な理由なく、徴取した資料及び事情聴取における説明と異なっていたとき又は当該調査に協力しないときは、「低入札価格調査における説明と異なった施行を行った」旨の通知を行うものとする。

(総合評価落札方式による入札における取扱い)

第13条 総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第6条第3号中「最低の価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、第8条第1項中「最低の入札価格」とあるのは「基準価格を下回り評価値の最も高い者の入札価格」と、第8条第2項及び第4項、第9条並びに第10条第1項から第3項までの規定中「最低価格入札者」とあるのは「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、第10条第2項中「他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」と、「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」と、第10条第4項中「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後に指名通知又は入札公告が行われる競争入札に付する建設工事において適用する。

附 則(令和4年4月20日告示第57号)

この告示は、令和4年5月1日から施行する。